

公益財団法人 JAPAN BOWLING

公認ドリラー規程

(目 的)

第 1 条 公益財団法人 JAPAN BOWLING（以下「この法人」という。）は、この法人並びに加盟団体が主催、共催あるいは後援、主管する競技会に使用するボウリングボールは、全て国際ボウリング連盟（International Bowling Federation 略称：IBF）の規格に基づき、かつこの法人のボウリング施設、設備、競技用具の規格に合格したボウリングボールが適正に使用されるようドリルを実施し、ボウリング競技の公正かつ健全な普及、発展を図るとともにドリラーの技術向上を目的とし本規程を制定する。

(名 称)

第 2 条 公益財団法人 JAPAN BOWLING 公認ドリラー（以下「公認ドリラー」という。）と称する。

(認 定)

第 3 条 新たに公認ドリラーになる者は、新規登録申請書を提出しこの法人認証部会の審査を受けるものとする。認証部会は技能・見識・経験等により審査し、公認ドリラーの資格を付与する。

2 新規登録申請書には規定の推薦団体による推薦印を得るものとする。

【公認ドリラー推薦団体一覧】

- ① この法人
- ② この法人加盟都道府県ボウリング連盟代表者
- ③ この法人公認競技場
- ④ 公益社団法人日本プロボウリング協会
- ⑤ 公益社団法人日本ボウリング場協会並びに加盟センター
- ⑥ 日本ボウリング商工会

3 新規認定された者は、認定を受けた後 6 ヶ月以内に公認ドリラーとして、登録手続きをしなければならない。

(登録料)

第 4 条 登録料は年 5,000 円とし、納入時期は次の通りとする。

- 2 更新登録者は毎年 5 月 31 日までにこの法人事務局に納入する。
- 3 新規登録者は認定通知が届き次第、この法人事務局に納入する。

(認定証の交付)

第 5 条 第 3 条、第 4 条の手続きを完了した者に対し、公認ドリラー認定証を交付する。

(義 務)

第 6 条 公認ドリラーに認定された者は、次の事項の義務を負うものとする。

- (1) 定期的開催される研修会に出席し、国内外のルール確認、変更及び情報交換、新技術の取得に努める。
- (2) 連絡先、住所、勤務先等に変更があった場合は、速やかにこの法人へ書面又は電磁的方法により届出るものとする。
- (3) 公認ドリラーは、自らがドリルしたボールに対し、ドリル証明証を発行する。

- (4) 公認ドリラーがドリルしたボールに関しては、公認ドリラーがすべての責任を負うものとする。
- (5) 公認ドリラーは3年に1回以上、有資格者研修会に参加すること。

(上級資格)

第7条 公認ドリラーの意識向上と技術研鑽を図るため、ブロンズコース・シルバーコース・ゴールドコースの研修会を定期的に開催し、修了者を上級資格者に認定する。

(資格の喪失)

第8条 公認ドリラーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 認証部会が公認ドリラーとして、任務遂行上不適格と認めた者。
- (2) 公認ドリラーの認定を受けた後、6ヶ月以内に登録手続きを行わなかった者。
- (3) ドリルを行わず名義貸しをした者。
- (4) 年度更新登録をしなかった者。
- (5) 義務研修会(3年に1回)に参加しなかった者。

(復 帰)

第9条 公認ドリラーが復帰をする場合は、登録休止した年度分の会費を納入する。

- 2 復帰年度の義務研修会に参加する。

(その他)

第10条 公認ドリラーに登録した者は、ボール検査員の資格を付与する。

- 2 前項のボール検査員資格付与については、認証部会で審議し、資格を付与する。

附 則

- (1) 本規程は、1998年(平成10年)4月1日より施行する。
- (2) 本規程は、2000年(平成12年)5月1日より施行する。
- (3) 本規程は、2003年(平成15年)5月27日より施行する。
- (4) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。
- (5) 本規程は、2018年(平成30年)4月1日より施行する。
- (6) 本規程は、2021年(令和3年)6月10日より施行する。
- (7) 本規程は、2022年(令和4年)4月1日より施行する。
- (8) 本規程は、公益財団法人 JAPANBOWLING の登記の日、2024年(令和6年)4月1日より施行する。